

目的

人権尊重の精神に基づき、全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、生徒の心身に大きな影響を及ぼすいじめ問題を抑制し、生徒を守り育てることを目的とする。

1 いじめの防止

(1) いじめの定義

定義 いじめ防止対策推進法から抜粋

第2条「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が苦痛を感じているものをいう。

(2) 定義に基づくいじめの判断

- ①個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って緑が丘中学いじめ防止対策委員会で行う。
- ②いじめには、多様な態様があることに留意し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- ③いじめの被害にあっている生徒が、いじめ被害を否定する 경우가多々あることを踏まえて対応する。
- ④いじめの認知は特定の職員のみならず、緑が丘中学校いじめ防止対策委員会において協議するなどして行う。
- ⑤「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該生徒と何らかの人間関係を有することを指すこと、また、直接接点がない関係であってもいじめの加害者と被害者という立場になる場合もあるということを理解した上で対応する。
- ⑥「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことであり、具体的には次のア～キのような態様を指す。又、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、慎重に事情を確認し、当該被害生徒の感じる被害性の程度に関係なく、いじめに該当するか否かを判断する。

「心理的な影響」

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ SNSなど、インターネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

「物理的な影響」

エ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

オ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

カ お金や持ち物をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌だと感じることや恥ずかしいと感じること、危険なことをされたり、強要されたりする。 等

- ⑦インターネット上で誹謗中傷があった場合、その解消に向けて家庭（保護者）と情報を共有し、協力を求めるとともに、必要に応じて関係機関に相談するなどの対応を行う。

(3) いじめの理解

次のことを理解した上で、指導をしていく

- ①いじめは、どの生徒にも、どの学校、学級でも起こりうるものである。
- ②いじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「群衆」や「傍観者」的な存在の生徒もいることを認識し、集団全体にいじめを容認しない雰囲気を作っていく。そのためにもどのような行為がいじめ行為となるのかについては、明確に説明・指導していく。
- ④いかなる理由があろうともいじめは許されないことであり、被害生徒に非があるものではない。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に大きな危険を生じさせる。

(4) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が共通理解をもって取り組む。

(5) いじめ防止の基本

- ①生徒が、いじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組を通して、いじめは決して許されないということについて理解を促し、生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組を通じて、生徒を心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てるとともに、その他いじめの予防のための対策として法教育の視点からの人権問題や、他者をいじめることにより発生する責任などについての具体的な指導を推進する。
- ②周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような集団づくりを行う。

(6) いじめ防止のための措置

- ①いじめについての共通理解を深める
 - ・いじめの態様や特質、原因、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や各種部会、職員会議などで周知を図り、平素から全ての教職員の共通理解を図っていく。
 - ・上記のような取組を通して、まずは、教職員自身がいじめに当たる行為について、具体的に理解するとともに、そのことを適宜生徒にも指導していくことで、学校全体の「いじめについての認識(感度)」を高める。
- ②生徒に対して、全校集会や学級活動などで、管理職や学級担任等が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成していく。

(7) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①道徳教育・人権教育の充実、読書活動・体験活動(体育的・文化的行事を含む)などの推進を図ることにより、生徒の社会性を育てるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分と他人の存在を等しく認め、互いに人格を尊重する態度を養う。
- ②ソーシャルスキルトレーニングなどの手法を取り入れ、自他の意見の相違があっても、互いを認めながら建設的に解決していく力や、自分の言動が相手や周囲にどのような影響を与えるかを判断して行動する力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育成する。

(8) いじめが生まれる要因と指導上の注意

いじめが生まれる要因には、次のようなものがあることを踏まえ、適切に指導・支援していく

- ・個人又は生徒集団のいじめに該当する言動についての認識が低いことで、いじめをいじめとして捉えきれないものがあることから、**2**の(1)①~⑤で示すことを継続して実施していく。
- ・いじめ加害の要因には、人間関係等(家族関係も含む)の悩みだけではなく、学習についていけないというストレスが関わっていることも考えられるため、生活面だけではなく学習面における悩みを察知し、教職員間で悩みを共有し、その解消に向けた手段を講じる。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように指導の在り方には細心の注意を払う。(例:「いじめられる側にも問題がある」等の認識や発言)

② いじめの早期発見のための措置

(1) 積極的な発見と発見のための全校体制

- ①生徒の表情や言動をきめ細かに観察するとともに、わずかな変化が感じられた場合、その生徒が何らかのトラブルを抱えており、場合によってはいじめ被害の兆候ではないかとの疑いを持つとともに、いじめの相談を受けたり、情報をつかんだりした教職員が、自己判断することなく、学年内、管理職にその情報を伝え、早い段階から複数の教職員で指導することができるようにする。
- ②校内の定期的な各種部会（生徒指導部会、運営委員会、職員会議など）で、気になる生徒（いじめ被害・加害）についての情報交換を位置づけ、多くの職員に情報を伝え、複数の目で見る。
- ③生徒間のトラブルやその原因となることが休み時間に発生する傾向があることから、授業が連続していない教員は、できる限り休み時間も教室やその周辺にとどまり観察をするとともに、生徒へ安心感を与える。
- ④部活動では、顧問が練習前後の生徒の様子をしっかりと観察するとともに、いじめに当たるような行為（冷やかしかや罵声、故意の接触など）があったらその場で指導をし、そのような行為は許されないものであるという雰囲気醸成する。その後、顧問は当該生徒の所属学年主任や学級担任、管理職に対して指導内容・対応などについて確実に報告する。
- ⑤いじめを疑われるような事実を把握したり、生徒からの相談があったりした場合、速やかにかつ、継続的に保護者と連絡を取り合い、指導を継続して行う。

(2) アンケート調査

- ①毎月、生活全般についての悩みアンケート調査を実施することに加え、いじめの疑いがあるという情報をつかんだ場合は、被害の実態を把握するためのアンケート調査などを積極的に行い、情報収集やいじめ行為の抑止に努める。
- ②いじめに特化したアンケート調査を各学期に1回実施する。（6月 10月 1月）
- ③アンケート調査は、ファイルで関係職員（学級担任、学年職員、他学年の教科担任）から管理職まで供覧し、その過程でそれぞれの気づきなどを適宜学級担任や学年主任に伝えたり、指導・支援についてのことやその他関係する情報などを付箋で書き込んだりする。

(3) 教育相談体制の充実

- ①学級担任による定期的な個別面談などを通して、学習や人間関係の悩みなどを聞き取るとともに、適切な助言や必要に応じて学級・学年・学校全体への働きかけにより、好ましい人間関係の構築を図る。
- ②SCによる面談を積極的に活用し、細かな悩みや問題の早期発見に努める。

(4) 外部機関との連携

- ・長崎市教育委員会及び長崎市教育研究所、警察などの公的機関をはじめ、NPO法人などとも連携しながら早期発見・対応の体制を整える。

(5) SNS上でのいじめ防止

- ・外部講師等を招聘した講座を計画的に行うことで、ネット上の誹謗中傷は、人権侵害につながる行為であることを深く認識させる。

③ いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

- ①いじめの被害にあった生徒を保護することが何よりも重要である。また、被害生徒を助けようとした周囲の生徒がいる場合も同様にその安全確保に留意する。
- ②いじめを発見したり、情報を得た場合、特定の教員で抱え込んだり、自己判断したりせず、速やかに周囲の教員、管理職にそのことを伝え、組織的に対応するとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導し、再発防止のための対応を図る。その際、謝罪や責任を形式的に問うようなことはしない。（安直に加害生徒と被害生徒を対面させて指導することがないようにする）

(2) いじめの発見・通報を受けた場合の対処

- ①遊びやふざけ合いのつもりであってもいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、まずは当事者から事情を聞く。
- ②生徒や保護者から被害の相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴し、細かなことであってもいじめの兆候として捉え、対応していく。
- ③いじめの発見・相談を受けた教職員は、独断で指導せず、速やかに学年主任、管理職に相談し、組織的に対応する。
- ④連絡を受けた管理職は「緑が丘中学校いじめ防止対策委員会」を開催し、関係職員と情報を共有するとともに今後の対応を協議する。その後は、この組織が中心となり、関係生徒から事情を聞き出すなどしていじめの事実の有無について確認を行う。
- ⑤事実確認の結果等については、管理職が長崎市教育委員会に連絡するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

【緑が丘中学校いじめ防止対策委員会組織図】



(3) 指導・支援

①被害生徒への支援

- ・いじめ被害についての聞き取りは、被害生徒が安心できる教職員（複数対応）でしっかり話を聞くこととし、被害生徒にも問題があるという考えを持つことなく被害生徒側には悪いところはないことをはっきりと伝えるなど、自尊感情が傷つくことがないように配慮する。
- ・いじめの事実が確認できたら速やかに保護者にその内容を伝え、学校としての指導方針等について説明する。
- ・被害生徒が安心して登校し、学校で過ごせるように周囲で信頼できる生徒を中心に寄り添う体制を提案し、相談しながら体制を整える。

②加害生徒への指導

- ・いじめをしたとされる生徒から事実関係の聞き取りを行い、いじめの事実が確認された場合、緑が丘中学校いじめ防止対策委員会を迅速に開き、組織的にいじめを止めさせ、再発防止の措置をとる。
- ・加害生徒の保護者に対しては、事実確認後、迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で学校と家庭が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

③周囲への働きかけ

- ・いじめを傍観していた生徒に対しては自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを阻止することができなくても誰かに知らせるなど、適切な対応ができなかったのか深く考えさせることで、再発防止の一助となるよう指導する。
- ・はやし立てたり同調したりした生徒に対しては、いじめを助長し、いじめに加担する行為であることを理解させる。

(4) いじめの解消の見極め

- ・一時的な解消でとどまることなく、追跡調査（アンケート等）を行い、被害生徒及び加害生徒の状況や周囲の環境を観察し、最低6ヶ月の経過を追って、緑が丘中学校いじめ防止対策委員会での解消の判断を行う。

4 いじめ重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより、生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた、あるいは生じる疑いがある時
 - 自殺を企図した場合
 - 心身に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神疾患を発症した場合
- ②いじめにより生徒が長期の欠席を余儀なくされた時、又はその疑いがある時（年間30日の欠席を目安とするが、それに達していなくても被害生徒の状況から判断する。）
- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時
 - ・早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
 - ・法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、調査を実施する。

(2) 重大事態の報告、調査等

- ①重大事態が発生した場合、緑が丘中学校いじめ防止対策委員会が把握している情報を速やかに長崎市教育委員会に報告し、その後、文書により長崎市教育委員会を通じて、長崎市長まで報告するとともに、長崎市教育委員会の指導助言のもと対応に当たる。
- ②調査に当たっては、被害者側に寄り添って行う。調査目的や調査の主体を説明するとともに、進捗状況を被害者側に適宜伝えるなど、心情に配慮した対応を心がける。
- ③一連の対応について、時系列で記録に残す。
- ④長崎市が定めた「重大事態発生時の流れ」に基づいて進めていく。

5 その他の留意事項

(1) いじめチェックポイントの活用

- ・別紙資料1で示す「いじめ発見のチェックポイント（教師用）」を教職員で共有・活用して、いじめの早期発見に役立てる。
- ・別紙資料2で示す「いじめ発見のチェックポイント（家庭用）」を保護者に配布し、子どもの様子を見守る体制を整える。

(2) いじめ防止に関する年間の取組

月	取 組 内 容
4月	★いじめ防止強化月間 ・いじめ防止基本方針についての共通理解を図る（校内研修会） ・いじめ行為について生徒への説明（学年・学級） ・生活アンケート（いじめアンケート含む） ・配慮を要する生徒の情報交換
5月	・教育相談 ・生活アンケート（いじめアンケート含む） ・アセスの実施
6月	・教育週間（道徳公開授業） ・いじめアンケート
7月	・教育週間（生命に関する講話） ・生活アンケート（いじめアンケート含む） ・教育相談（1、2年生：二者面談 3年生：三者面談）
8月	・いじめ防止を含む生徒指導に関する校内研修会
9月	・生活アンケート（いじめアンケート含む）
10月	・いじめアンケート ・アセスの実施
11月	・生活アンケート（いじめアンケート含む） ・教育相談（1、2年生：二者面談 3年生：三者面談）
12月	・人権集会 ・生活アンケート（いじめアンケート含む）
1月	・いじめアンケート
2月	・生活アンケート（いじめアンケート含む）
3月	・生活アンケート（いじめアンケート含む） ・引き継ぎ資料作成 新入生引き継ぎ、情報交換

※アセス・・・学校環境適応感尺度（学校生活への適応感の度合い）を客観的に見る調査

(3) 相談機関

相談機関・相談窓口	電話番号	相談時間
長崎市教育委員会 学校教育課	095-829-1195	9:00~17:00 (月~金)
長崎市こども相談センター	095-829-1122	9:00~17:30 (月~金)
長崎市教育研究所 教育相談	0120-556-275	9:00~17:00 (月~金)
ヤングテレフォン	0120-786-714	9:00~17:45 (月~金)
こども人権110番	0120-007-110	8:30~17:15 (月~金)
長崎いのちの電話(社会福祉法人)	095-842-4343	9:00~22:00 (年中無休)
子供SOSダイヤル	0120-078-310	24時間
心の健康相談	0570-064-556	平日 18:00~翌朝 9:30 土日祝日 24時間
チャイルドライン(認定NPO)	0120-997-777	16:00~21:00(毎日)
長崎県警生活安全相談窓口	095-823-9100	9:00~17:45 (月~金)

その他 SNSを活用した相談窓口

○「こころとこころのほっとライン@ながさき」
相談対応時間 18:00~22:00
(令和7年度も開設予定)



○SNS相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」
電話でもつながります。 0120-0-78310



○チャット相談窓口「あなたのいばしょ」(NPO)



資料1 ■いじめ発見のチェックポイント（教師用）

いじめの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期発見、早期対応を図ることです。教師は、子どもたちの毎日の生活の様子を観察し、子どもが発する「小さなサイン（言葉、表情、仕草などの行動）」を見逃さず、発見することが大事です。

被害にあっている、孤立する生徒によく見られるサイン

	サイン	当てはまる生徒がいる	
		<input checked="" type="checkbox"/>	名前
朝の会・始業前	<ul style="list-style-type: none"> 遅刻、欠席、早退が増える 始業時刻ギリギリの登校が目立つ 元気がなく浮かぬ顔をする、あいさつしなくなる 声が小さくなった、ぼんやりしていることが多くなった 欠席や遅刻、早退の理由をはっきりと言わない 体調不良を訴えることが多くなった 提出物遅れが増えてきた 教師が入室するまで教室に入りたがらない 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> 始業時に遅れて教室に入ることが多くなってきた 保健室やトイレに行くことが多くなった 用具、机、椅子が散乱している 教科書やノートなどに落書き、破損、汚れがある 忘れ物が増えてきた 自分の席ではない席に座っている 周囲の生徒が座席・机を離している（グループを作るとき2～3cm離す） 発言することを避けるようになる 発言に対して冷やかな含み笑いや冷やかし、ざわつきがある 他から発言を強要される 他の生徒から突然、個人名が出される グループ分けで孤立する 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> 自分の席から離れようとしめない トイレや別室にこもっていることが多い 理由もなく階段や廊下周辺を歩いたり、職員室や保健室に来たりする 級友などと一緒にいるときの表情がさえない 一人であることが多い 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> 机を寄せて座ろうとしめない、寄せても隙間がある 配膳が意図的に多すぎたり、少なすぎたりする 配膳されるとき、そんざいに配膳される 順番で並ぶ際に特定の生徒のそばに寄ろうとしめない 体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなかったりする 特定の生徒ばかり片付けをさせられている（している） 給食、弁当を一人で食べるのがよくある 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
掃除時間	<ul style="list-style-type: none"> 机や椅子を運ばれない、避けられている ゴミをわざと目の前に置かれている 後片付けを一人でさせられる（している） 掃除の後の授業に遅れてくることが多い 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

資料2 ■いじめ発見のチェックポイント（家庭用）

いじめ被害にあっている生徒によく見られた言動を記載しています。次のような行為が急に増えてきた、そのような状態が続いているということであれば、担任など、学校職員へご相談ください。

【態度や仕草】

- 家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けたりするようになった
- 感情の起伏が激しくなり、ささいなことで怒ったり物やペット等に八つ当たりをしたりするようになった。
- スマホをこそこそ見たり、着信音がすると動揺したりする
- 部屋に閉じこもり、考え事をしたり家族と食事したがいなかったりする
- 朝、なかなか起きなくなった
- 用もないのに朝早く家を出る

【服装、身体・体調】

- 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある
- 理由のはっきりしない傷や打撲の跡がある
- 自分のものではない衣服を着ている
- 登校を渋ったり、登校時間が近づくと身体の不調を訴えたりする
- 食欲不振、睡眠不足、不眠を訴える

【学習】

- 学習に手がつかなくなったり、宿題や課題をしなくなったりする
- 成績が低下する

【持ち物、金品など】

- 家庭から品物やお金がなくなる
- 理由のはっきりしないお金をほしがる
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがある

【交友関係】

- 友達や学級の不平・不満を口にするが多くなった
- 友達からの電話に出たがいなかったり、誘いを断ったりする
- 仲の良かった友達との交流が極端に減った
- 急に外出することが増えた
- 急に友達が変わった